「家畜伝染病対策に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況

【勧告先】農林水産省、環境省 【勧告日】平成27年11月6日 【回答日】平成28年5月24日

1. 発生予防対策

主な勧告(調査結果)

衛生管理基準の遵守

○ 畜産農家への指導の徹底等

県の度重なる指導にもかかわらず、畜産農家において、 消毒設備の未設置など衛生管理基準を不遵守

- 衛生管理基準を遵守していない1,794農場中、830農場(46%)が複数年連続で不遵 守(平成23年4月~26年10月)
- 830農場中、255農場(31%)が車両用の消毒薬を常備していないなど基本的な衛生 管理に問題

水際対策

- 入国者に対する質問等の有効性等の検証、見直し
 - 口蹄疫等の発生国からの入国者に対する要消毒物品の所持等 に関する質問票配布等の取組が不十分

野鳥監視

- **野鳥の糞便採取地点・時期の適時見直し** 野鳥の糞便採取調査における採取地点・時期の見直しが不十分
 - 採取地点や時期の見直しを行わないまま、継続して調査を実施した結果、採取実績が全くない又は低調となっている例(平成23年10月~26年4月)あり(3/17県)

主な改善措置状況

- 畜産農家に対する衛生管理基準の遵守 指導の徹底等を都道府県に要請
- 遵守状況の判断指標や指導事例等を収集し、**指導の目安となる指針の改正等** を検討中

(農林水産省)

■ 要消毒物品について所持者の傾向や質問方法別の発見率の検証を踏まえ、質問対象を重点化の上、口頭質問を原則とし、質問票は口蹄疫等の流行時の補完的利用とする見直しを実施

(農林水産省)



■ 渡り鳥の飛来状況や野鳥の糞便採取の 実績を踏まえた採取地点・時期の適時 の見直しを都道府県に要請

(環境省)

2. まん延防止対策

主な勧告 (調査結果)

被害想定に応じた人員の確保(動員計画)

- 動員計画の速やかな作成口蹄疫の動員計画未作成の県あり (2/17県)
- 最大規模の農場での発生を想定した動員計画作成、 関係機関等との速やかな調整

県内最大規模の農場での発生を未想定、関係部局・機関との 人員確保のための事前調整も不十分

• 動員計画を作成しているものの、 県内最大規模の農場での発生を未想定、動員する関係機関等との事前調整が未了 (口蹄疫12/15県、高病原性鳥インフルエンザ11/17県)

埋却地の確保等

- 埋却地等の確保の促進、未確保農家への支援殺処分した家畜の埋却地等が未確保の畜産農家あり
 - 県内農場のほぼ100%で埋却地等を確保済みの県(山梨、宮崎)がある一方、確保が遅れている県あり (確保率60%未満:乳用牛2/17県、肉用牛6/17県、豚4/17県、鶏1/17県)





- ✓ 動員計画の速やかな作成
- ✓ 都道府県内最大規模の農場での伝染 病発生を想定した動員計画作成
- ✓ 関係機関等との**必要な人員確保のた** めの速やかな調整

(農林水産省)



- 都道府県に対し、次の措置を要請
 - ✓ 畜産農家に対する埋却地の確保指導
 - ✓ 埋却地確保が困難な畜産農家のため、 移動式焼却炉等を利用した処理計画 の策定

(農林水産省)

家畜伝染病対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告 に対する改善措置状況(1回目のフォローアップ)の概要

【調査の実施時期等】

1 実 施 時 期 平成26年8月~27年11月

2 調査対象機関 農林水産省、環境省、厚生労働省、文部科学省

【勧告日及び勧告先】 平成27年11月6日 農林水産省、環境省

【回答年月日】 農林水産省 平成28年5月24日

環境省 平成28年5月24日

【調査の背景事情】

- 家畜の伝染性疾病は、ウイルス等によって家畜から家畜へ感染する疾病であり、このうち、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの特に 感染力が強い疾病が発生し、まん延した場合、感染した家畜等の殺処分が必要となり、畜産物の安定供給や地域社会・地域経済に影響を及ぼ すとともに、我が国の畜産に対する国際的な信用失墜のおそれ
- 平成22年に宮崎県で口蹄疫(牛・豚約30万頭殺処分)、22年末から23年始めに宮崎県等9県で高病原性鳥インフルエンザ(鶏約183万羽殺処分)が発生し、大量の殺処分を行うこととなったことを踏まえ、23年4月、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)が改正され、畜産農家に対し、新たに、①消毒設備の設置義務、②飼養衛生管理状況の報告義務、③患畜の埋却用地の確保など、防疫措置を強化
- その後、平成26年4月から27年1月にかけ、熊本県、宮崎県、山口県、岡山県及び佐賀県で高病原性鳥インフルエンザが断続的に発生しており (鶏約46万羽殺処分)、また、我が国の近隣諸国においても、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等が継続して発生
- こうしたことから、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等が国内に侵入し、感染が拡大する可能性が常にあるとの前提に立ち、家畜の所有者、国、都道府県、市町村、関係団体等が緊密に連携し、実効性のある家畜防疫体制を構築していくことが必要
- この行政評価・監視は、家畜の伝染性疾病の発生予防対策及びまん延防止対策の推進を図る観点から、家畜伝染病対策の実施状況等を調査

各省が講じた改善措置状況

1 発生予防対策

(1) 実効性のある水際対策の実施

(勧告要旨)

農林水産省は、水際対策の実効性を確保するため、当面の対応として実施している現状の取組について、早期に、その有効性等に係る検証を終え、必要な見直しを行う必要がある。

(説明)

《制度の概要》

- 農林水産省(動物検疫所)は、家畜伝染病の国内への侵入を防止するため、空港等における水際対策として、動物・畜産物の輸入検疫、靴底消毒・ 車両消毒のほか、入国者に対する質問(注)を実施
 - (注)要消毒物品(農場等に立ち入った際の靴や衣服など)や肉製品等の所持の有無を 確認するもの
- 入国者に対する質問は、当面の対応として、口蹄疫又はアフリカ豚コレラ発生国(以下「対象国」という。)から直接入港する航空機等の一部 (注)を対象として、入国者に質問票を配布・回収

質問票回収時に記入が済んでいない入国者等に対しては、家畜防疫官が 口頭質問を実施

- (注) 空港における質問票の配布計画は次のとおり
 - ・主要空港(成田、羽田、中部、関西):週10便

新千歳、福岡:週2便 宮崎、鹿児島:隔週1便

・その他の地方空港:リスクの高いチャーター便等

《調査結果》

- 主要空港等8空港における質問票の配布対象は対象国からの入国便の一 部に限定され、回答率も5割を下回る状況
 - ・質問票の配布は、計画上、対象国からの入国便の2%(平成26年度)
 - ・配布実績は38%にとどまり、質問票に対する回答率は20%。口頭質問を

(農林水産省)

平成27年11月までに、従来の水際対策の有効性等に係る検証を終え、i)要消毒物品等を所持していた者がベトナム、中国、フィリピン等の一部の国・都市に偏る傾向があること、ii)空港等での質問業務について、質問票によるものよりも口頭質問の方が要消毒物品等を発見した割合が約10倍となるなど効果が高いことが確認された。

これらの結果を踏まえ、平成28年2月以降、質問業務は、質問対象を重点化の上、原則として口頭質問により対応し、質問票については、口蹄疫等の大規模な流行が確認された等の緊急時に、リスクの高い便に対し集中的に配布することとした。

r	告事項	•
7-II	工 电 F	1

頁 各省が講じた改善措置状況

加えても48% (平成25年度)

○ 農林水産省は、現状の取組の有効性等に係る検証を行っているが、見直 しには至らず

(2) 実効性のある監視の実施等

(勧告要旨)

農林水産省及び環境省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 農林水産省は、環境省から野鳥の検査等による低病原性鳥インフルエンザウイルスの検出に関する情報提供を受けた場合、必要に応じて都道府県、関係団体等に対する情報提供を迅速に実施すること。
- ② 環境省は、糞便採取調査における採取地点及び採取時期について、野鳥の飛来状況や都道府県における糞便採取の状況などを踏まえて、その設定を適時に見直すよう都道府県に対し助言すること。

(説明)

《制度の概要》

- 低病原性鳥インフルエンザウイルスは、伝播力が強く、海外では高病原性鳥インフルエンザウイルスへの変異例あり
- 農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成23年10月公表。以下「鳥インフルエンザに関する防疫指針」という。)に基づき、環境省から野鳥の検査等 (注) の結果の情報提供を受け、必要に応じて都道府県、関係団体等に迅速に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表
 - (注) 環境省及び都道府県が共同で実施している糞便採取調査、死亡野鳥等調査など

《調査結果》

- 農林水産省は、低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された11例(平成23年10月から27年2月まで)について、環境省から情報提供を受けたにもかかわらず、都道府県等に通知せず、ホームページ等でも公表せず
- 糞便採取調査の採取地点や採取時期の見直しが適切に行われないまま、

(農林水産省)

平成27年11月から28年3月までに、環境省から、国内で採取された野鳥の糞から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたとの連絡が6例あった。このため、ウイルスが検出された県が「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく対応を講ずることができるよう、全ての事例について、該当県に対し、速やかに情報提供を行った。また、その他の都道府県に対しても、同様に情報提供を行った。

(環境省)

平成27年11月に、都道府県に対し、渡り鳥の飛来状況を見ながら、必要な場合には、採取地点の変更や、指定月で採取できない場合にはそれ以外の月に採取を再度試み、採取実績の向上に努めるよう助言を行った。

(「総務省による家畜伝染病対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告について」(平成27年11月9日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長事務連絡))

なお、平成27年10月から11月にかけて、特に採取実績が低調な4県の担当者 等に対して、採取地点や採取方法に関する研修を実施した。

各省が講じた改善措置状況

継続して調査が実施された結果、採取実績が全くない又は低調となっている例(3県)(注) あり(平成23年10月から26年4月まで)

(注)調査対象は17道府県

(3) 定期報告義務の履行の確保

(勧告要旨)

農林水産省は、家畜の所有者が行う定期報告義務の履行を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 都道府県に対し、定期報告の提出状況(未提出を含む。)を整理し、未 提出の農場に対する遵守指導を適切に行うとともに、度重なる指導にも かかわらず定期報告義務が遵守されない家畜の所有者に対しては、原因 を分析した上で、報告義務の履行確保が見込めない場合には、罰則の適 用を含め、厳格に対処するよう指導すること。

(説明)

《制度の概要》

- 家畜の所有者は、飼養衛生管理基準 ^(注) に定めるところにより、家畜の 飼養に係る衛生管理を行い、また、毎年、農場ごとに家畜の頭羽数、飼養 衛生管理基準の遵守状況等を都道府県に報告する義務 (未報告に対して罰 則の適用あり)
 - (注) 車両用の消毒薬の常備など、農林水産大臣が定める家畜の飼養に係る衛生管理の 方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準

《調査結果》

- 9道府県では、定期報告の義務が十分履行されず(平成26年)。このうち、 4道県では定期報告が行われていない農場を未整理・未把握
- 定期報告義務違反に対する罰則の適用例なし

(農林水産省)

平成27年11月及び28年1月に、都道府県に対し、次のとおり対応を求めた。

- i) 平成27年定期報告を未提出の農場に対し、提出するよう適切に指導すること。
- ii) 度重なる指導に対しても定期報告義務が遵守されない家畜の所有者に対しては、原因を分析した上で、報告義務の履行確保が見込めない場合には、罰則の適用を含め、厳格に対処すること。
- iii) 平成 28 年度以降も定期報告義務が履行されるよう、同様に対応すること。 (「総務省による家畜伝染病対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告への対応について」(平成 27 年 11 月 11 日付け 27 消安第 4241 号農林水産省消費・安全局長通知)及び「総務省による家畜伝染病対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告への対応について(フォローアップ)」(平成 28 年 1 月 28 日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課家畜防疫対策室長事務連絡))

また、平成28年1月及び4月に開催した都道府県の家畜衛生担当者等を対象とした全国会議においても、上記の内容を周知した。

なお、47 都道府県における平成27 年定期報告の提出状況を確認した結果、28 年3月17日現在、乳用牛農場95.7%、肉用牛農場91.1%、馬農場92.3%、豚農場92.4%、採卵鶏農場96.2%、肉用鶏農場97.4%となっており、28 年4月に開催した上記の全国会議において、都道府県に対し、未提出の場合は28年以降の定期報告を確実に提出させるよう指導した。

(勧告要旨)

② 定期報告の添付書類について、家畜の所有者における負担の軽減が図られるよう、報告内容に変更がない場合等、添付を省略できる場合を明示すること。

(説明)

《制度の概要》

- 定期報告には、衛生管理区域及び消毒設備の設置箇所を明示した農場の 平面図、畜舎ごとの家畜の飼養密度を記載した書面等を添付
- 「申請負担軽減対策」(平成9年2月10日閣議決定)において、既に保有している資料と同種のものは提出を求めないなど申請者の負担軽減を実施

《調査結果》

- 定期報告の添付資料について、
 - ・変更の有無にかかわらず、毎年、全ての書類の添付を求めている例(7道 府県) あり
 - ・一方で、変更がある場合のみ添付させている例(11道県)あり

(勧告要旨)

③ 定期報告の遵守率を正確に把握できるよう、衛生管理の状況等の報告 通知の見直しを行うとともに、都道府県ごとに遵守状況を公表すること。

(説明)

《制度の概要》

- 農林水産省は、衛生管理の状況等の報告通知 (注) において、毎年度、都 道府県に対し、定期報告が行われた農場数、家畜の種類及び頭羽数、飼養 衛生管理基準の遵守農場数等を取りまとめ、報告を求めている
 - (注)「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表のための報告について」(平成24年1 月11日付け23消安第4459号農林水産省消費・安全局長通知)

各省が講じた改善措置状況

(農林水産省)

平成28年1月に、都道府県に対し、家畜の所有者の負担を軽減する観点から、定期報告の添付資料については、報告内容に変更があり、これを裏付ける資料が必要な場合のみ提出させるよう家畜の所有者に指導することを求めた。(「総務省による家畜伝染病対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告への対応について(フォローアップ)」)

また、平成28年1月及び4月に開催した都道府県の家畜衛生担当者等を対象とした全国会議においても、上記の内容を周知した。

(農林水産省)

平成28年1月に、都道府県に対し、28年定期報告の結果を国へ報告する際に、都道府県における定期報告の遵守状況も併せて報告するよう求めた。この結果については、平成28年中を目途に公表する予定である。

(「平成 28 年家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表のための報告について」(平成 28 年1月28日付け27消安第5236号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知))

また、平成28年1月及び4月に開催した都道府県の家畜衛生担当者等を対象とした全国会議においても、上記の内容を周知した。

なお、平成29年以降の定期報告についても、引き続き遵守状況を把握できるよう、「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表のための報告について」 (平成24年1月11日付け23消安第4459号農林水産省消費・安全局長通知)

各省が講じた改善措置状況

《調査結果》

- 農林水産省は、定期報告の対象農場数を把握しておらず、定期報告の遵 守率を未把握
 - →報告義務の履行確保に向けた施策の企画立案において判断を誤るおそれ

(4) 立入検査・指導の充実

ア 農場に対する立入検査の効率的かつ効果的な実施

(勧告要旨)

農林水産省は、立入検査をより効率的かつ効果的に実施し、飼養衛生管理基準の遵守状況をより的確に把握する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 定期報告の内容を見直す(家畜伝染病予防法施行規則の改正)ととも に、都道府県に対し、非常勤職員等や自衛防疫団体の活用方策を具体的 に示すこと。

また、口蹄疫に関する防疫指針による都道府県の立入検査の実施状況 を的確に把握するため、立入検査の対象農場数(母数)の報告を求める よう、口蹄疫に関する防疫対策強化通知を見直すこと。

② 都道府県に対し、長期にわたって立入検査に応じない牛、豚等を飼養する家畜の所有者に対しては、その原因を分析した上で、立入検査の実施が見込めない場合には、罰則の適用を含め、厳格に対処するよう指導すること。

(説明)

《制度の概要》

○ 農林水産省は、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針(平成23年10月 公表。以下「口蹄疫に関する防疫指針」という。)や鳥インフルエンザに関 する防疫指針において、都道府県に対し、一定の頭羽数の家畜を飼養する 農場に対し、原則として年1回以上の立入検査を要請

また、農林水産省は、毎年度発出する防疫対策強化通知 (注) において、 都道府県に対し、立入検査の結果の報告を求めている

(農林水産省)

の改正を28年中に行う予定である。

① 飼養衛生管理基準の遵守状況を的確に把握するため、家畜の所有者から都 道府県に提出する定期報告書の様式(家畜伝染病予防法施行規則(昭和 26 年農林省令第 35 号)様式第 14 号)の見直しについて食料・農業・農村政策 審議会(平成 28 年 3 月 17 日第 26 回家畜衛生部会において検討を開始)に 諮問したところであり、平成 28 年中に改正を行う予定である。

また、各都道府県における非常勤職員や自衛防疫団体等の活用方策の具体的事例を確認し、得られた事例について、平成28年4月に、都道府県に対し情報提供を行うとともに、同年同月に開催した都道府県の家畜衛生担当者等を対象とした全国会議においても周知した。

(「都道府県における家畜伝染病対策に関する参考取組事例について(情報提供)」(平成 28年4月15日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課家畜防疫対策室長事務連絡))

都道府県の立入検査の実施状況を的確に把握するため、平成27年12月に、 立入検査の対象農場数を把握できるよう立入検査結果の報告様式を改正した。

(「平成27年度の年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」(平成27年12月11日付け27消安第4581号農林水産省消費・安全局長通知))

② 平成27年11月及び12月に、都道府県に対し、長期にわたって、立入検査に応じない家畜の所有者に対する罰則の適用を含めた厳格な対処を求めた。

(注)農林水産省が毎年度、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化に関して、都道府県に対し通知しているもの。例えば、平成25年度において、口蹄疫に関しては「年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」(平成25年12月11日付け25消安第4271号農林水産省消費・安全局長通知)、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関しては「平成25年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」(平成25年9月6日付け25消安第2884号農林水産省消費・安全局長通知)

《調査結果》

- 家畜防疫員一人当たりの農場数・飼養頭数が多い家畜保健衛生所は、防疫指針に定める年1回以上の立入検査(平成26年度)が困難。家畜防疫員の大幅な増員も困難な状況
- 一部の道県では、立入検査業務に非常勤職員等を活用する(7道県)、自 衛防疫団体を活用して農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認す る(2県)などの取組を実施
- 農林水産省は、口蹄疫に関する防疫対策強化通知において、立入検査の 対象農場数の報告を求めていないため、立入検査が実施されていない農場 数がどの程度あるかを未把握
 - →施策の企画立案において都道府県の実情を考慮しない結果となるおそれ
- 家畜の所有者による農場への立入拒否や日程調整に応じないなどにより、1年以上にわたり(中には平成22年度以降、長期にわたり)立入検査を未実施の例(5道県)あり
- ※ 農林水産省は、当省の調査実施後に、鶏等の家きんを飼養する農場について、長期に わたり立入検査に応じない場合、その原因を分析した上で、立入検査の実施が見込めな いと判断したときは、罰則の適用を含め、厳格に対処するよう、都道府県に通知

各省が講じた改善措置状況

(「総務省による家畜伝染病対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告への対応について」及び「平成27年度の年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」)

イ 長期未改善となっている飼養衛生管理基準の違反に対する指導等の 充実

(勧告要旨)

農林水産省は、農場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 都道府県に対し、家畜保健衛生所の度重なる指導等にもかかわらず飼養衛生管理基準が遵守されず、違反状態が継続している家畜の所有者に対しては、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言を行うとともに、当該指導等に従わず、違反状態の改善が見込めない場合には、その原因を分析した上で、同法第12条の6の規定による勧告及び命令、命令に従わない場合の罰則適用など、家畜伝染病予防法に基づく一連の手続により厳正に対処するよう指導すること。

(説明)

《制度の概要》

- 家畜の所有者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務
- 都道府県は、飼養衛生管理基準違反に対し、家畜伝染病予防法に基づく 指導等を実施(指導等による改善がみられない場合、勧告を行い、勧告に 従わない場合、命令を発する。命令違反に対しては、罰則の適用あり)

《調査結果》

- 飼養衛生管理基準を遵守していない1,794農場中、830農場(46%)が同 一項目を複数年連続で不遵守(平成23年4月から26年10月まで)
- 830農場中、255農場(31%)が車両用の消毒薬を常備せず

(農林水産省)

平成27年11月に、都道府県に対し、度重なる指導にもかかわらず、飼養衛生管理基準が遵守されず、違反状態が継続している家畜の所有者に対しては、家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言を行うとともに、その原因を分析した上で、同法第12条の6の規定による勧告及び命令並びに命令に従わない場合の罰則の適用など、法に基づき厳正に対処するよう求めた。(「総務省による家畜伝染病対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告への対応について」)

各省が講じた改善措置状況

(勧告要旨)

- ② 家畜伝染病予防法の規定による指導・助言の例外とされる行政手続法の定めるところによる行政指導に該当する場合の要件の明確化、該当事例の具体化など、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインの内容を見直すとともに、衛生管理の状況等の報告通知に基づく指導等の実績報告が正確なものとなるよう、都道府県に対し、適切な指導を行うこと。
- ③ 飼養衛生管理基準の遵守・不遵守に関する判断が、年度や農場によって異なることがないよう、判断に当たっての統一的な考え方を具体的に定めるとともに、都道府県に対し、適切な指導を行うこと。

(説明)

《制度の概要》

- 農林水産省は、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドライン (注1) を定め、飼養衛生管理基準の違反が、軽微かつ常習性が認められない 等の状況にあるときは、家畜伝染病予防法に基づく指導等に代え、行政手続法(平成5年法律第88号)の定めるところによる行政指導 (注2) を行うことができる旨を都道府県に通知
 - (注1)「家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関するガイドラインの策定について」(平成23年10月31日付け23消安第3929号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)
 - (注2) 行政手続法に定めるところにより行う指導等で、口頭によることも可能であり、 指導等を遵守しなくても罰則の適用はない
- 農林水産省は、都道府県に対し、飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断基準や判断に当たっての考え方を示していない

《調査結果》

- 家畜伝染病予防法に基づく指導等が適切に実施されていない例あり
 - ・家畜伝染病予防法に基づく指導等を文書によらず、口頭による指導にと

(農林水産省)

都道府県における飼養衛生管理基準の遵守状況の判断指標及び指導事例等を収集し、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインの改正及び飼養衛生管理基準の遵守状況の判断に当たっての統一的な考え方の策定に係る作業を進めており、平成28年中にこれらの改正内容等を通知する予定である。

また、平成28年4月に開催した都道府県の家畜衛生担当者等を対象とした 全国会議において、家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言 等の実績報告が正確なものとなるよう注意喚起した。

勧告	占事項	
THEAL I	コーディス	

どめている:1県

- ・飼養衛生管理基準違反に対する指導等を家畜伝染病予防法に基づく指導等や行政手続法の定めるところによる行政指導に該当しないと誤認している:6県
- →農林水産省に対する県の指導実績の報告が不正確
- ・違反内容にかかわらず、一律に行政手続法の定めるところによる行政指導を行っている:10道府県
- 農場の飼養衛生管理の状況に変更等がないにもかかわらず、飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なる例あり(平成24年度から26年度)
 - ・同一農場で年度により判断が異なる:2道県
 - ・農場によって判断が異なる:2県

ウ 飼養衛生管理基準等の遵守状況に関する情報の正確性の確保

(勧告要旨)

農林水産省は、農場における飼養衛生管理基準等の遵守状況を正確に把握する観点から、防疫対策強化通知の報告要領を見直した上で、都道府県に対し、立入検査による確認結果を正確に報告するよう、指導を行う必要がある。

(説明)

《制度の概要》

○ 農林水産省は、毎年度発出する防疫対策強化通知において、都道府県に 対し、農場の飼養衛生管理基準等の遵守状況の報告を求めている

《調査結果》

- 防疫対策強化通知の報告要領の不備^(注)、道府県が報告対象を誤解するなどにより、道府県から適切な報告がなされず、飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に把握できていない例(8道県)あり(平成25年度)
 - (注)報告要領上は、飼養衛生管理基準等の遵守状況を確認していない項目がある場合 の記載方法を定めていないため、立入検査で遵守状況を確認していない項目につい

(農林水産省)

飼養衛生管理基準等の遵守状況を確認していない項目がある場合の記載欄を設けるなど立入検査の報告様式について見直しを行い、平成28年度から様式を変更した。

各省が講じた改善措置状況

また、平成28年1月及び4月に開催した都道府県の家畜衛生担当者等を対象と した全国会議等において、変更内容を周知するとともに、立入検査による確認 結果を正確に報告するよう注意喚起した。

て、指導事項等はなく、遵守しているものとして取り扱われることとなっている

エ 外国人労働者等の受入農場に対する指導及びと畜検査等の結果に関する情報を活用した農場に対する指導の推進

(勧告要旨)

農林水産省は、農場に対する指導を一層推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 都道府県に対し、農場における外国人労働者等の受入状況を把握した 上で、外国人労働者等の受入農場に対し、口蹄疫に関する防疫対策強化 通知に基づく口蹄疫等の発生国への渡航等に関する留意事項の周知啓発 を徹底するよう、指導すること。

(説明)

《制度の概要》

○ 農林水産省は、口蹄疫に関する防疫対策強化通知において、都道府県に対し、外国人労働者、海外研修生等を受け入れている農場に口蹄疫等発生国への渡航に当たっての留意事項(農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないことなど)や帰国後の留意事項(帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らないことなど)の内容を周知、指導するよう要請

《調査結果》

○ 農場における外国人労働者等の受入状況の把握や外国人労働者等の受入 農場に対する指導が行われていない例(14道府県)あり(平成26年度)

各省が講じた改善措置状況

(農林水産省)

平成27年11月及び12月に、都道府県に対し、農場における外国人労働者等の受入状況の把握と、外国人労働者等の受入農場等に対する口蹄疫等の発生国への渡航等に関する留意事項の周知啓発の徹底を求めた。

(「総務省による家畜伝染病対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告への対応について」及び「平成27年度の年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」)

(勧告要旨)

② 都道府県に対し、と畜検査等の結果に関する情報の活用の意義や具体的な活用方法、既に活用が行われている県の効果的な取組例を示して、と畜検査等の結果に関する情報を農場に対する指導に有効に活用するよう指導すること。

(説明)

《制度の概要》

○ 農林水産省は、と畜検査等の結果に関する情報は、各農場における疾病 等の発生状況やその傾向の把握に有用として、都道府県に対し、家畜衛生 部局と、と畜場及び食鳥処理場との間で、当該情報の積極的な交換に努め るよう要請。ただし、情報交換の方法や交換した情報の活用方法は示さず

《調査結果》

○ 農場のと畜検査等の結果を用いて、疾病等の発生状況を分析・整理し、 疾病等の発生状況に応じて適切な予防対策を提示するなど、農場に対する 指導に活用している例(8県)あり

一方で、と畜検査等により把握された疾病等の情報と飼養衛生管理の状況との関係が不明として当該情報の入手、活用を行っていない例(9道府県) あり(平成26年度)

各省が講じた改善措置状況

(農林水産省)

平成27年11月に、都道府県に対し、公衆衛生部局から家畜衛生部局にと畜 又は食鳥検査結果の提供が定期的になされ、農場に対する指導に活用している 優良事例を参考にして、公衆衛生部局との情報共有を図りつつ、農場に対する 指導に有効活用するよう求めた。

あわせて、平成27年11月に、厚生労働省に対し、都道府県の公衆衛生部局と家畜衛生部局との情報共有について、周知するよう協力を求めた。

(「総務省による家畜伝染病対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告への対応について」)

また、平成28年1月及び4月に開催した都道府県の家畜衛生担当者等を対象とした全国会議においても、上記の内容を周知した。

さらに、各都道府県におけると畜検査等の結果に関する情報を農場に対する 指導に有効活用している具体的事例を確認し、得られた事例について、平成 28 年 4 月に、都道府県に対し情報提供を行うとともに、同年同月に開催した 都道府県の家畜衛生担当者等を対象とした全国会議においても周知した。

(「都道府県における家畜伝染病対策に関する参考取組事例について (情報提供)」)

(5) 畜産関連施設における家畜伝染病等の感染拡大防止対策の推進 (勧告要旨)

農林水産省は、畜産関連施設における家畜伝染病等の感染拡大防止対策 を一層推進するため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県に対し、豚関連施設における手指の消毒等に係る取組及び交差汚染防止措置がより適切に講じられるよう指導すること。
- ② 都道府県に対し、牛鶏関連施設において講ずるべき対策を明確に示した上で、施設管理者に対策の実施を求めるよう指導すること。

(説明)

《制度の概要》

- と畜場、食鳥処理場、化製場、家畜市場、共同糞尿処理場等の畜産関連 施設は、複数の畜産関係車両が出入りするため、施設を介して、家畜伝染 病等の感染拡大の可能性
- 〇 農林水産省は、「豚流行性下痢(PED)防疫マニュアル」(平成26年10月)を作成し、都道府県に対し、豚関連施設 (注1) において、手指の洗浄・消毒、靴底の洗浄・消毒、交差汚染防止措置などの感染拡大防止対策が講じられているかについて、立入検査で確認するよう要請
- 他方、牛鶏関連施設 (注2) については、都道府県及びこれらの施設が行う べき対策は農林水産省から示されていない
 - (注1) 畜産関連施設のうち豚の運搬を行う複数の畜産関係車両が出入りする施設
 - (注2) 畜産関連施設のうち豚の運搬を行う車両が出入りしない牛又は鶏の関連施設

《調査結果》

○ 豚関連施設及び牛鶏関連施設における家畜伝染病等の感染拡大防止対策 が不十分(平成26年8月から11月まで)

感染拡大防止対策の実施状況

	手指の消毒等	交差汚染防止措置			
豚関連施設	15%	49%			
牛鶏関連施設	24%	36%			

各省が講じた改善措置状況

(農林水産省)

平成27年11月に、都道府県に対し、次のとおり対応を求めた。

- i) 豚流行性下痢防疫マニュアルを参考にしつつ、豚関連施設において、入退場時における手指の消毒、車両及び作業者等の施設敷地内での動線の工夫による交差汚染の防止等を確実に実施するよう指導すること。
- ii) 牛鶏関連施設においても、豚流行性下痢防疫マニュアルを参考にしつつ、 感染拡大防止対策を確実に実施するよう指導すること。

あわせて、平成27年11月に、厚生労働省に対し、都道府県の公衆衛生部局においても、家畜伝染病等の感染拡大防止対策が徹底されるよう協力を求めた。

(「総務省による家畜伝染病対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告への対応について」)

2 まん延防止対策

(1) 都道府県防疫マニュアルの迅速な改定

(勧告要旨)

農林水産省は、家畜伝染病が発生した場合の防疫措置を迅速かつ的確に 行う観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県に対し、口蹄疫に関する県防疫マニュアルについて最新の防疫指針等の内容を踏まえた改定等を速やかに行うよう指導すること。
- ② 都道府県に対し、今後、防疫指針(口蹄疫又は鳥インフルエンザ)等が変更された場合には、変更内容の趣旨や意義を周知し、変更内容を遅滞なく口蹄疫又は高病原性鳥インフルエンザに関する県防疫マニュアルに確実に反映するよう指導すること。

(説明)

《制度の概要》

- 農林水産大臣は、伝播力が特に強い口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ 等の特定の家畜伝染病について、発生予防、発生時の初動防疫等の具体的 かつ技術的な指針(以下「防疫指針」と総称する。)を定め、少なくとも3 年ごとに再検討を加え、必要に応じ変更
- 農林水産省は、防疫指針に基づく防疫措置の実効を確保するため、防疫 作業の具体的な手順等を整理した要領、マニュアル等(以下「国防疫マニュアル」と総称する。)を定め、都道府県に通知
- 都道府県は、防疫指針に基づく家畜伝染病対策について、国防疫マニュアルも参考に、地域の実情を踏まえた防疫要領(以下「県防疫マニュアル」という。)を策定

《調査結果》

- 平成23年10月の防疫指針の変更後、3年以上が経過しているにもかかわらず、県防疫マニュアルの必要な改定等を未実施の例あり
 - 口蹄疫:6道県
 - ・高病原性鳥インフルエンザ:3県

(農林水産省)

「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」については、平成27年内を目途に改正・公表予定であったため、27年11月に、都道府県に対し、公表後速やかに、改正内容を都道府県の防疫マニュアルに反映するよう求めた。

(「総務省による家畜伝染病対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告への対応について」)

また、平成28年1月及び4月に開催した都道府県の家畜衛生担当者等を対象とした全国会議においても、上記の内容を周知した。さらに、平成28年1月に開催した口蹄疫防疫対策強化推進会議において、27年11月に改正・公表した「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」の変更内容の趣旨や意義を周知した。

なお、各都道府県における防疫マニュアルの改定状況を確認した結果、平成28年3月17日現在、5都道府県において改定済みであり、未改定の42都道府県においても28年度中に改定予定である。

- ※ 農林水産省は、当省の調査実施後に、高病原性鳥インフルエンザの県防疫マニュアルについて、防疫指針の変更内容を踏まえた見直しを速やかに行うよう、都道府県に 通知
- 国防疫マニュアルに盛り込まれた内容が県防疫マニュアルに未反映の例 あり
 - ・発生農場で防疫措置を指揮する現場責任者の業務を補佐する者や関係機関との連絡の補助を行う者の設置及びその役割 (注) について、県防疫マニュアルに未反映:9道府県
 - (注) 平成26年度に高病原性鳥インフルエンザが発生した熊本県において、当時の反省を踏まえ、まん延防止対策を円滑に進めるため、県防疫マニュアルに反映

(2) 実効性のある動員計画の策定

(勧告要旨)

農林水産省は、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ発生時における迅速かつ的確な対応が講じられるよう、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 口蹄疫に関する動員計画が未作成となっている都道府県に対しては、 直ちに計画を作成するよう指導すること。
- ② 都道府県に対して、農場の規模を多段階想定した実効性のある動員計画(口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ)の作成に当たっては、都道府県内最大規模の農場で発生した場合を含めるよう指導すること。
- ③ 口蹄疫に関する動員計画における人員確保の実効性を高めるため、都 道府県に対し、関係市町村、関係団体等との調整を速やかに完了させる よう指導すること。

(説明)

《制度の概要》

○ 防疫指針に基づき、都道府県は、家畜伝染病の発生の予防及び発生時に 備えた事前の準備として、円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することが できるよう、防疫に必要な人員を確保

各省が講じた改善措置状況

(農林水産省)

平成27年11月に、都道府県に対し、次のとおり対応を求めた。

- i)動員計画を未作成の場合は、作成すること。
- ii) 動員計画における実効性の確保を図る観点から、
 - ・ 異なる農場規模の想定の中に都道府県内の最大規模の農場で発生した場合を含めること。
- ・ 人員確保のため、関係市町村、関係団体等との調整を速やかに行うこと。 (「総務省による家畜伝染病対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告への対応について」)

また、平成28年1月及び4月に開催した都道府県の家畜衛生担当者等を対象とした全国会議においても、上記の内容を周知するとともに、都道府県内最大規模の農場で発生した場合の動員計画の作成及び関係市町村、関係団体等との調整については、緊急度や優先度を考慮して取り組むよう指導した。

なお、各都道府県における動員計画の作成状況を確認した結果、平成28年3月17日現在、43都道府県において口蹄疫に関する動員計画が作成済みであ

	耳

各省が講じた改善措置状況

→一定の被害規模を想定した防疫に必要な人員の確保に関する計画(以下 「動員計画」という。)を作成する必要あり

《調査結果》

- 動員計画が未作成の例(口蹄疫(牛):1県、口蹄疫(豚):2道県)あり (平成26年度)
- 動員計画を作成しているものの、その実効性に欠ける例あり(平成26年度)
 - ・県内最大規模の農場での発生を未想定(口蹄疫(牛):14道府県、口蹄疫 (豚):12県、高病原性鳥インフルエンザ:11県)
 - ・動員計画で動員を予定する関係機関等との事前調整が未了(口蹄疫(牛): 13道府県、口蹄疫(豚):12府県、高病原性鳥インフルエンザ:11道県)
 - ※ 農林水産省は、当省の調査実施後に、高病原性鳥インフルエンザに関する動員計画 について、実効性をあらしめるため、農場の規模を多段階想定した動員計画の作成及 び関係機関等との人員確保の調整を行うよう、都道府県に通知

(3) 埋却地の十分な確保等

(勧告要旨)

農林水産省は、家畜伝染病の患畜等の埋却、焼却等が迅速かつ的確に行われるよう、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県に対し、家畜の所有者による埋却地等の確保を促進するとともに、それが十分確保できない場合は、移動式レンダリング装置や移動式焼却炉を活用した処理計画をあらかじめ定めておくよう指導すること。
- ② 都道府県に対し、埋却等の実施に対する近隣住民等への説明及びその 承諾取得が進むよう、適切な助言を行うこと。
- ③ 都道府県に対し、家畜の所有者が確保した埋却地の適地性について、 国防疫マニュアルで示された要件を踏まえて、立入検査時に併せて確認 を行い、家畜の所有者に対して適切な指導を行うよう指導すること。

(農林水産省)

① 平成27年11月及び28年1月に、都道府県に対し、家畜の所有者に埋却 地を確保するよう指導するとともに、家畜の所有者による十分な確保ができ ない場合は、移動式レンダリング装置や移動式焼却炉を利用した処理計画の 策定、焼却施設や化製処理施設の利用等をするよう求めた。

(「総務省による家畜伝染病対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告への対応について」及び「総務省による家畜伝染病対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告への対応について(フォローアップ)」)

また、平成28年1月に開催した都道府県の家畜衛生担当者等を対象とした全国会議においても、上記の内容を周知した。

なお、焼却施設や化製処理施設の利用に当たってはこれらの施設と事前に

各省が講じた改善措置状況

(説明)

《制度の概要》

- 家畜の所有者は、家畜伝染病のまん延を防止するため、家畜伝染病の患 畜等の死体の埋却地の確保、焼却・化製のための準備措置(近隣住民等の 承諾取り付けに向けた説明等を含む。)を講ずる義務
- 農林水産省は、家畜の所有者における埋却地等の確保が十分ではない場合の補完手段の1つとして、移動式焼却炉、移動式レンダリング装置を配備
- 埋却地は、国防疫マニュアル上、i)地理的、地形的要件、ii)作業・管理要件を参考にしながら、事前に選定し、原則として発生農場内、あるいは農場の近接地に確保

《調査結果》

- 埋却地等の確保率が60%未満の府県あり(平成26年2月時点。17道府県の 平均確保率81%)
 - ・乳用牛の農場:2県
 - ・肉用牛の農場:6府県
 - 豚の農場:4府県
 - ・採卵鶏の農場:1県
- 埋却等の実施に対する近隣住民等からの承諾取得が低調(平成26年2月時 点。17道府県全体で9%)。中には、近隣住民等からの承諾が全く得られて いない例あり
 - ・乳用牛の農場:4府県
 - ・肉用牛の農場:5府県
 - 豚の農場:8府県
 - ・採卵鶏の農場:6府県
 - 肉用鶏の農場:7県
- 埋却地の適地性を未確認の例(6道府県)あり(平成26年度)

協定を締結しておくことが重要であるため、各都道府県における焼却処理施設等との協定状況を確認し、その結果について、平成28年4月に、都道府県に対し情報提供を行うとともに、同年同月に開催した都道府県の家畜衛生担当者等を対象とした全国会議においても周知した。

(「都道府県における家畜伝染病対策に関する参考取組事例について (情報提供)」)

② 各都道府県における埋却地等の確保に関し近隣住民等から承諾を得ている具体的事例を確認し、得られた事例について、平成28年4月に、都道府県に対し情報提供を行うとともに、同年同月に開催した都道府県の家畜衛生担当者等を対象とした全国会議においても周知した。

(「都道府県における家畜伝染病対策に関する参考取組事例について (情報提供)」)

③ 平成28年1月に、都道府県に対し、埋却予定地の適地性について、28年度から立入検査の際に、目視等により順次確認するよう求めた。

(「総務省による家畜伝染病対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告への対応について(フォローアップ)」)